

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内2-4-1 丸ビル10F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

経 営

食料品への線引きや事務処理が困難 軽減税率導入で62団体から意見聞く

食料品など生活必需品を対象に消費税率を本来の水準より低く抑える「軽減税率」。自民与党は低所得者対策として軽減税率導入の議論を進めていたが、7~8月で62の業界団体、経団連、全国消費者団体連絡会、日商、JA全中(農協)等からのヒアリングを終えた。

昨年と違うのは今回のヒアリングの特徴は軽減税率の対象とする品目をまとめた8つのケースを示したこと。「すべての食料品と飲料」とした場合や「米・みそ・しょうゆ」に絞った場合、「酒を除く」などで税収がどれだけ減るか試算も示した点だ。経理処理の試案も4通り示した。主な団体で賛成派(条件付き含む)は消費者や生産者の団体。全国消費者団体連絡会は「低所得者対策は必要」として「導入する場合はすべての食料品と飲料を対象とすべきだ」という意見。JA全中や全漁連も「消費の落ち込みが心配」なので「食料品を幅広く対象」とした。

反対派は主に経済団体や流通業者の業界団体。代表は経団連で「導入で税収が減れば社会保障の予算に影響し事業者の事務負担も増える。低所得者対策としての効果も薄い」と高所得者には恩恵があるとした。日本百貨店協会や日本スーパーマーケット協会は「対象品目に線を引きするのは難しい、取引先も含めて事務負担が増えるため単一の税率を維持すべき」と表明。意見は「食料品全部に導入」(品目の線引きなし)がすう勢だ。

税務会計

ふるさと納税制度を拡充する方針 控除限度額を2倍に引き上げの方向

「ふるさと納税」は、自分が住んでいる住所地以外の地方自治体に税を寄附(納税)して特産品を受け取り、しかも確定申告すれば、所得税や住民税の税額控除を受けられる。

年々人気が高まるなか、総務省は税制改正で制度を拡充する方針を固めた。政府は地方活性化に本腰を入れるため、新たに「まち・ひと・しごと創生対策本部」を設置し、ふるさと納税もその起爆剤のひとつにしたい考えだ。

ふるさと納税は、寄附金のうち2000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税、個人住民税から全額が控除される仕組みだ。住民税の控除の上限は所得割額の1割。例えば、年収700万円の給与所得者(夫婦なしの場合、所得税の限界税率は20%)が地方団体に対し3万円の寄付をした場合、控除額は2万8000円となる。

総務省はこの控除制度を簡易化することや限度額を2割に引き上げる方向で検討している。

上記の年収700万円の夫婦なし世帯の場合、現在、寄附金控除対象の寄附の上限は5万5000円で、ここから2000円の自己負担分を引いた全額が軽減されるが、上限が2倍に引き上げられると単純計算で11万円までが寄附金控除の対象になり、控除額は最大で10万8000円になる。また、寄附を受けた自治体から寄附者が住む市区町村へ情報を伝えることで、寄附者が役所に行かなくても控除を受けられる仕組みが検討されるという。

今週のキーワード

軽減税率導入と 各団体の意見

62団体に実施。結果は、慎重・反対が33、条件付きなどを含む賛成が26、賛否不明が3。与党税制協議会は9月から導入時期や適用品目、税率などの「導入体制固め」の議論に入る。焦点は線引き・財源確保・事務負担。連合=反対。適用品目と非適用品目との「線引き」が難しい。日本チェーンストア協会=反対。線引きする複数税率は消費者を混乱させる。事業者は変更事務負担も増え労力が増す。